

平成30年7月27日

建設コンサルタント業務の契約保証金免除に係る事務取扱の変更について（お知らせ）

佐世保市契約監理室契約課

建設コンサルタント業務の契約保証金免除に係る事務取扱につきまして、下記のとおり変更しますので、お知らせいたします。

## 記

### 1 変更内容

（変更前）

次の項目を全て満たす実績が2件以上ある場合、契約保証金の実績免除を可能としています。

- (1) 契約の相手方が地方公共団体、独立行政法人又は国であること。
- (2) 契約金額が今回案件の契約金額以上の調査、設計又は測量業務委託であること。
- (3) 今回案件の当初契約日から過去2年間に完了したもの。

（変更後）

次の項目を全て満たす実績が2件以上ある場合、契約保証金の実績免除を可能とします。

- (1) 契約の相手方が地方公共団体、独立行政法人又は国であること。
- (2) 契約金額が今回案件の契約金額以上の調査、設計又は測量業務委託であること。
- (3) 今回案件の当初契約日から過去2年間に契約を締結し、完了したもの。

※ 上記のうち、(3)のみ変更。

### 2 変更日

平成30年8月1日以降に指名通知等を行うもの。

### 3 その他

上記事務取扱の変更に伴い、ホームページに掲載している以下の様式等の一部を変更します。

- (1) 測量・調査設計等業務委託契約書の作成について
- (2) 契約保証金免除申請書

※ 変更後の様式等は、8月中旬頃、ホームページに掲載予定です。

以上